

特定非営利活動法人

# 著作権推進会議

概要案内

平成28年3月31日現在

東京都八王子市片倉町1394番地88

# 概 要

特定非営利活動法人 著作権推進会議

1、名 称 特定非営利活動法人 著作権推進会議

2、主たる事務所 東京都八王子市片倉町1394番地88

## 3、設立の趣旨

私たちは文化的生活を営むにあたって、著作物の利用による恩恵を多大に受けておりますが、反面この文化的所産の創作者である著作者や、著作物の伝達者である著作隣接権者の権利を保護してゆかなければならないという必要性も生じています。この両者のバランスを保ってゆくことが、とりもなおさず著作権法の目的である文化の発展に寄与することになると考えます。

国民の大切な権利と財産である知的財産権を守ることは、知財立国を目指す日本国にとって、また社会資産としての文化及び経済の形成にとっても極めて有意義なことです。

そのために、特定非営利活動法人著作権推進会議を設立し、意欲ある人を募り非営利活動団体として、著作権法制度の普及・啓発・相談等の支援活動、著作権に関する登録、著作物の円滑な利用などの研究・開発活動を通じて社会に貢献したいと考えております。これらの活動の目標は、人々の文化的活動と権利を擁護し並びに多くの人々が著作権についての知識と理解を得られるようになり、文化の発展に寄与するとともに、広く公益に資するものと確信します。

## 4、目 的

この法人は、広く一般市民を対象として知的財産権（著作権）の普及・啓発・相談等の支援活動を通じて、国民の大切な権利と財産である知的財産権を保護するための事業を行うことにより、社会に貢献し文化の発展に寄与することを目的とする。

## 5、活動の種類

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

## 6、沿革

平成13年4月1日 暮らしの法務研究会として、市民法務及び著作権の調査普及活動を開始

平成14年7月1日 行政書士著作権等連絡協議会と改称し著作権の調査研究普及活動

を継続

- 平成15年2月9日 著作権推進会議と改称し著作権の調査研究普及活動を継続  
平成15年4月30日 東京都に特定非営利活動法人法に基づき認証申請  
平成15年8月20日 東京都知事より特定非営利活動法人の認証  
平成15年9月9日 東京法務局八王子支局に登記申請  
平成24年11月28日 定款変更、第2条 主たる事務所 第3条 目的  
第4条 特定非営利活動の種類 第13条 定数  
平成27年11月2日 定款変更 特定非営利活動促進法改正に伴う変更

## 7、活動の経緯

- 平成13年度 ・市民法務及び著作権の相互研修及び相談会 9回開催  
平成14年度 ・著作権の市民向けセミナー及び相談会 12回開催  
平成15年度 ・著作権の市民向けセミナー及び相談会 12回開催  
平成16年度 ・著作権の市民向けセミナー及び相談会 12回開催  
平成17年度 ・著作権のテーマ研究会年7回、市民向け基本講座年3回、事業者等向け専門講座年1回開催  
・第1回文化講演会「ネット時代と著作権」開催  
平成18年度 ・著作権のテーマ研究会6回開催、市民向け基本講座3回開催  
・第2回文化講演会「創る、使う、守る、著作物はあなたの財産」開催  
平成19年度 ・著作権のテーマ研究会12回開催  
平成20年度 ・著作権のテーマ研究会・相談活動12回開催  
・出張セミナー開催「学校における著作権について」八王子市教育委員会主催者の依頼によりセミナーを行った。  
・当法人で「著作者の権利をまもる自費出版」を出版  
・出張著作権セミナー「わたしの彼は著作権者」文京高等学校OB組織「笑涯楽習」の授業としてセミナーを行った。  
平成21年度 ・著作権のテーマ研究会・相談活動12回開催  
・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数7件  
・八王子市民活動支援センターのアクティブ市民塾に講師派遣し「初歩の著作権講座」を行った。  
平成22年度 ・著作権のテーマ研究会・相談活動10回開催  
・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数4件  
・出張セミナー、八王子市教育センター主催にて「教師のための著作権講座（中学生の部、小学生の部）」  
・出張セミナー、八王子市教育センター主催「学校教育の中で情報機器等を活用する上での著作権保護留意点」  
・講師派遣 八王子市活動支援センター主催「NPO法人の会計」  
平成23年度 ・著作権のテーマ研究会・相談活動9回開催  
・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数7件  
・八王子市市民活動協議会「八王子パワーアップ事業」実行委員  
平成24年度 ・著作権のテーマ研究会・相談活動10回開催

- ・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数7件
  - ・講座開催、八王子市民活動パワーアップ事業実行委員会主催  
「八王子NPOパワーアップ講座 会計講座」
  - ・講座開催、八王子市民活動パワーアップ事業実行委員会主催  
「八王子NPOフォローアップ講座 会計講座」
  - ・専門講座開催「許認可及び税務の実務講習」8件
- 平成25年度
- ・小平市民活動支援センターにて出張セミナー「市民活動と著作権」  
小平市民活動支援センター主催
  - ・「著作権契約実務必携」制作研究会10回開催
  - ・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数7件
  - ・「八王子NPOフォローアップ講座 会計講座」
  - ・専門講座開催「許認可及び税務の実務講習」8回
  - ・「DTP&印刷スーパーしくみ辞典2014」著作権出筆  
(株)ボーンデジタルの依頼
- 平成26年度
- ・「NPOマニュアル」校正監修実施 八王子市民活動協議会の依頼
  - ・「DTP&印刷スーパーしくみ辞典2015」著作権出筆  
(株)ボーンデジタルの依頼
  - ・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数3件
  - ・八王子いちょう祭りイベント参加
  - ・「著作権教材開発」制作研究会10回開催
  - ・専門講座開催「許認可及び税務の実務講習」10回
  - ・著作権基礎研修 7回
- 平成27年度
- ・専門講座開催「許認可及び税務の実務講習」8回
  - ・「著作権教材開発」制作編集 7回
  - ・著作権基礎講座 6回
  - ・出張セミナー「自分にまつある著作権って」八王子市立愛宕小学校  
スクールコーディネーター 貴家由美子氏の企画
  - ・「DTP&印刷スーパーしくみ辞典2016」著作権出筆  
(株)ボーンデジタルの依頼
  - ・「八王子おとうさんおかえりなさい」イベント参加  
八王子市民活動支援センター主催
  - ・八王子いちょう祭りイベント参加
  - ・八王子市民活動協議会主催の専門相談員出向相談件数8件

8、入会の案内

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 入会の条件等

入 会： 会員の入会について、特に条件は定めない。

入 会 金： 正会員・賛助会員共に無し

会 費： 正会員 12,000円/年

賛助会員 個人1口 5,000円/年 (1口以上)

団体1口 10,000円/年 (1口以上)

9、賛助会員について

- ①著作権に関する無料相談を常時受けることができる。
- ②官公署の事務相談、個人・法人の法務、経営及び税務相談を無料で受けることができる。
- ③知的財産権に関する情報を受ける事ができる。

特定非営利活動法人 著作権推進会議

東京都八王子市片倉町1394番地88

電話 0426-36-8731

<http://copyright-npo.or.jp>